

令和4年7月15日

日本と主要国の科学的成果及び科学と技術のつながりを網羅的に分析するためのデータ更新作業(2022年分)

下記の契約に係る調達参加希望者を、以下の通り公募する。

この公募は、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、調達参加希望者に対し、公募の条件を満たす者の意思表示を求めるものである。

なお、応募要件を満たすと認められる参加希望者が複数者いる場合にあつては、一般競争入札(又は企画競争)による契約手続を行い、1者であつた場合はその者との随意契約による手続きを行うことを予定している。

記

1. 随意契約事前確認公募に付する事項

(1) 事業名

日本と主要国の科学的成果及び科学と技術のつながりを網羅的に分析するためのデータ更新作業(2022年分)

(2) 事業の趣旨

我が国と主要国の科学的成果及び科学と技術のつながりを網羅的に分析するためのデータ更新を行うことを目的とする。

(3) 事業の内容

事業の趣旨に同じ。

2. 公募の条件

(1) 随意契約事前確認公募に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(2) 特殊な技術又は設備の条件

我が国と主要国の科学的成果及び科学と技術のつながりを網羅的に分析するためのデータ更新を行うことを目的とする。

対象範囲・期間: Web of Science の内、以下のデータ

- Science Citation Index Expanded (SCIE) [1981年～2022年]
- Social Sciences Citation Index (SSCI) [1981年～2022年]
- Arts & Humanities Citation Index (AHCI) [1981年～2022年]
- Conference Proceedings Citation Index (CPCI-S/CPCI-SSH) [1990年～2022年]

更新範囲:

- XML Raw Data
 - ① 2022年については、2022年1月1日～12月31日の間に発行された論文を新たに収集し、当研究所が保有しているデータベース(2022年3月に当研究所へ納入されたデータ)に追加する。
 - ② 過去分については、当研究所が、既に保有するデータベースを2022年12月31日時点に修正する。
- UT-Cites Table
 - 上記で更新したXML Raw Dataに含まれる論文について、2022年12月31日時点の論文ID(UT)と被引用数の対応テーブルを作成する。

論文ドキュメントタイプ: 収録対象の全てのドキュメントタイプ

データフォーマット: XML形式

データ内容: 雑誌名、論文タイトル、出版年などの基本的な情報を含むこと。また、データベースに収録される論文には、それぞれに異なるUTを付与すること。その際、当研究所が既に保有するデータと整合性を持たせた形でUTを付与すること。

(2) 科学と技術のつながりを示すデータの更新(2022年分)

対象期間:

特許: 開始年(別紙1参照)～最新時点までに収録された特許のうち、当研究所が保有するデータ(2022年3月に当研究所へ納入されたデータ)との差分範囲

論文: 上記特許が引用する全範囲

対象範囲(特許): 世界の主要な特許受理官庁(別紙1参照)に出願又は登録された特許。

対象範囲(論文): (1)で整備したデータ

論文ドキュメントタイプ: 収録対象の全てのドキュメントタイプ

データフォーマット: テキスト形式またはMicrosoft Excel形式

データ内容: 上記で指定した範囲の論文及び特許を対象に、論文を引用している特許を抽出し、論文IDと特許IDの対応を示すリストを作成すること。なお、論文IDについては、(1)で整備したWeb of Science XMLと接続可能な形式で提供すること。また、特許IDのリストはPATSTAT(欧州特許庁)の特許IDと接続可能な形式で提供すること。

1. 貸与物

3. (2)について、論文番号と特許番号の対応を示すリスト(2022年3月時点のデータ)

2. 納入品

3. (1)及び(2)の内容を収録した外付けHDD 一式

3. 納入場所および納入期限等

(1) 納入場所

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 科学技術予測・政策基盤調査研究センター
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番2号
中央合同庁舎第7号館東館16階

(2) 納入期限

令和5年 3月17日

4. 保証期間

請負者は、科学技術・学術政策研究所の責めによらない理由によって、当該データに欠陥等があった場合は、納入から1年間の期間内において無償で修復・交換をすること。

5. その他

本仕様に定める事項に関して疑義を生じた場合は、当研究所担当職員と協議して指示を受けるものとする。

〈特許情報の収録対象とする特許受理官庁〉

特許発行国	国コード	引用の情報	収録期間
オーストラリア (Australia)	AU	特許及び文献	審査官: 1993 年 1 月以降 発明者: 1994 年 3 月 ~ 1996 年 10 月
オーストリア (Austria)	AT	特許及び文献	審査官: 1994 年 3 月 ~ 1996 年 5 月; 年以降 発明者: 1994 年 3 月 ~ 1996 年 5 月
ベルギー (Belgium)	BE	特許及び文献	審査官: 1987 年 1 月以降 発明者: 1994 年 3 月 ~ 1996 年 8 月; 年 10 月以降
カナダ (Canada)	CA	特許及び文献	発明者: 1993 年 1 月 ~ 1996 年 7 月
中国 (China)	CN	特許及び文献	審査官: 2010 年 1 月以降
チェコ共和国 (Czech Republic)	CZ	特許及び文献	審査官: 2006 年 6 月以降
欧州特許庁 (European Patent Office)	EP	特許及び文献	審査官: 1978 年 12 月以降 発明者: 1978 年 12 月以降 異議申立: 1978 年 12 月以降 第三者: 1992 年 1 月以降
フランス (France)	FR	特許及び文献	審査官: 1973 年 1 月以降 発明者: 1994 年 4 月以降
ドイツ (Germany)	DE	特許及び文献	審査官: 1971 年 1 月以降
日本 (Japan)	JP	特許のみ	審査官: 1994 年 1 月以降 発明者: 1994 年 3 月 ~ 1996 年 10 月
韓国 (Korea)	KR	特許のみ	審査官: 2006 年 1 月以降
ルクセンブルク (Luxembourg)	LU	特許及び文献	審査官: 1999 年 1 月以降 発明者: 2000 年 4 月 ~ 2006 年 9 月
マレーシア (Malaysia)	MY	特許のみ	審査官: 2006 年 1 月以降
オランダ (Netherlands)	NL	特許及び文献	審査官: 1974 年 1 月以降 発明者: 1994 年 4 月以降
ニュージーランド (New Zealand)	NZ	特許のみ	審査官: 1994 年 ~ 1996 年
ノルウェー (Norway)	NO	特許のみ	審査官: 1994 年以降
フィリピン (Philippines)	PH	特許のみ	審査官: 2010 年以降
ロシア (Russia)	RU	特許のみ	審査官: 2009 年 6 月以降
シンガポール	SG	特許及び文献	審査官: 2001 年 3 月以降

シンガポール (Singapore)	SG	特許及び文献	審査官: 2001 年 3 月以降
南アフリカ (South Africa)	ZA	特許及び文献	審査官: 1994 年 1 月以降
スペイン (Spain)	ES	特許及び文献	審査官: 1993 年 1 月以降
スウェーデン (Sweden)	SE	特許及び文献	審査官: 1994 年 4 月 ~ 1996 年 7 月 発明者: 1994 年 4 月 ~ 1996 年 7 月
スイス (Switzerland)	CH	特許及び文献	審査官: 1986 年 1 月以降 発明者: 1994 年 3 月 ~ 1996 年 10 月; 2001 年 1 月以降
英国 (United Kingdom)	GB	特許及び文献	審査官: 1978 年 1 月以降 発明者: 1994 年 4 月 ~ 1996 年 11 月
米国 (United States)	US	特許及び文献	審査官: 1970 年 1 月以降 発明者: 1994 年 5 月以降
WIPO	WO	特許及び文献	審査官: 1978 年 1 月以降 発明者: 1994 年 1 月以降

3. 随意契約事前確認公募の条件等を満たす旨の意思表示

本公募の条件等を満たしており、参加希望する者は、令和4年8月10日(水曜日)12時までに担当までFAX(様式任意)又はE-mailなどにより意思表示を行うこと。

なお、意思表示を行う際は、特殊な技術又は設備を有していることを証明する書類(様式任意)を添付すること。

4. 誓約書の提出等

- (1) 本公募に参加を希望する者は、上記3の意思表示の際に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を別途提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の上記の意思表示を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

【本件担当、連絡先】

住 所: 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2
担 当: 科学技術・学術政策研究所総務課経理係 担当 佐藤、平田
電 話: 03-3581-2392(内線7014)
FAX: 03-3503-3996
E-mail: keiyaku@nistep.go.jp